

令和4年10月11日（火曜日）

第4回松島町議会臨時会会議録

（第1日目）

令和4年第4回松島町議会臨時会会議録（第1号）

---

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	杉原崇君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	安土哲君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	岩渕茂樹君
水道事業所長	赤間隆之君
危機管理監	蜂谷文也君
総務課総務管理班長	相澤光治君
教育長	内海俊行君
教育次長兼教育課長	千葉忠弘君
監査委員	丹野和男君





日程第3 報告第9号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

○議長（色川晴夫君） 日程第3、報告第9号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第9号和解及び損害賠償の額の専決処分についてご報告を申し上げます。

令和2年11月27日午後5時16分頃、松島町松島字大沢平16番28において、国道45号から進入した軽自動車が路面上のくぼみに落輪し、車両の前方下部を損傷し、運転手が負傷しました。これに関して、車両修理費等として、相手方に対し損害賠償金37万5,000円を支払うことで和解が成立し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として、令和4年9月21日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、報告第9号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告につきまして、ご説明させていただきます。

事故の発生場所、松島字大沢平16番28につきましては、小石浜地区の入り口から約700メートル仙台方面に向かった、通称雁金森の町有地になります。令和2年11月27日午後5時16分頃、国道45号を塩釜方面から石巻方面に向かって走行してきた軽自動車が、3か所ある出入口の真ん中の出入口から町有地に進入した際、路面のくぼみに落輪し、車両の前方下部を損傷、また、運転手が負傷したものでございます。事故の発生場所、路面の状況につきましては資料を添付しておりますが、資料の1ページに写真等を掲載し、また、相手方車両の損傷状況につきましては2ページ、3ページに写真を掲載しておりますが、主に車両右側のフロントバンパー、ライトユニット、フェンダー等の損傷となっております。また、相手方のけがの状況につきましては、首、肩及び腰を負傷し、整形外科へ10回通院したところでございます。

事故の発生から和解まで約1年10か月要しておりますが、事故発生から和解までの主な経緯につきましては、事故発生後の令和2年12月9日から翌年1月20日までに、町側保険会社からの助言を基に3回にわたり職員が相手方と示談交渉を行いました。しかしながら、交渉がまとまらず、令和3年2月19日に相手方が弁護士に委任し、引き続き示談交渉を行いました。令和3年3月19日に町保険会社の勧めにより町側につきましても弁護士に委任したところでござ

います。その後、相手方弁護士と町側弁護士において主に過失割合について8回にわたり協議したものの示談が成立せず、相手方が令和3年11月29日に仙台簡易裁判所に訴訟を提起したところで裁判になったところでございますが、簡易裁判所の裁判官から、被告が地方自治体である上、過失相殺の想定も大きいことから、令和4年3月3日に仙台簡易裁判所から仙台地方裁判所へ移送されたところでございます。仙台地方裁判所において、令和4年6月8日の第1回審議から7月15日まで4回審議が行われ、去る9月21日の第5回審議において和解が成立し、相手方に損害賠償額をお支払いするものでございます。

なお、今回の損害賠償金につきましては、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険制度の適用となるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 報告終わりました。報告事項ではございますが、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。6番後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） 6番後藤です。

経過を聞こうと思ったら課長のほうからお聞きをしたので、そこは省略します。大変な中身だなど、2年間かけてのあれだったので、そういう状況だったのかなと改めて思いました。

37万5,000円損害賠償額等という内訳記載ありますが、車両代、あと治療費等が分かれば、お知らせをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 町側の損害賠償37万5,000円でございますが、車両分といたしまして28万7,000円、あと人損、いわゆる慰謝料等について8万8,000円でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） 分かりました。

私も改めて現場を見させていただきました。今でもなかなか凸凹状況がかなりあるので、これから二度とこういうこと起きないためにも、対策等の考えがあればお知らせをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） この場所につきましては、これまでも職員が付近を通るたびとか、そちらの方面に向かったとき、路面にくぼみ等がないか凹凸がないかということで巡回等して、まずそういう穴とかがあれば採石等の補充ということで、そういうことで整備をしてきたところでございます。また、国とか県に貸す場合もありましたので、そのときは貸した場所以外の

出入口の付近のそういうくぼみとかの整地ということではお願いして、そのようなことで管理はしてきたところでございます。今後も引き続き、舗装といっても面積が広いし、また厚さもかなりしないと大型も出入りしているもので、あと維持管理、将来的に5年後とか10年後の打ち替えということもちょっと財政的な負担もありますので、引き続きこのような維持管理の方向しか今のところは考えられない状況でございます。

また、ちょっとこれ余談になるんですけども、あの場所が、皆さんご存じだと思うんですが国道の脇ということで、国道の利用者ということの利用もあるもので、国のほうについても管理、町の今財産になっていますが、管理上の話とか、進入できないようにガードレール等でちょっと止めていただけないかということでお話はしたんですけども、国のほうからは、今のところよい回答はもらえていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 答弁終わりました。よろしいですか。ほかに質疑ございますか。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 1番菅野でございます。

お話もあったんですが、過失相殺のところでは争ったということだったんですが、割合というのはどういった割合だったのか、もし分かれば。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 町が7割、相手方が3割の過失割合になります。町が7割負担になります。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） それは争ったというか、運転する側にもある程度の安全運転の義務というところで、そういった、もし気をつけていれば防げたんじゃないかというところも争うとは思いますが、町としての主張はもともとは何割ぐらいでというところで、もしあったのであればその経緯なんかも教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 菅野議員おっしゃるように相手方も過失割合があるんじゃないかということですが、当初から、相手のところに事故後ご挨拶に職員2名行ったときから、いわゆる10対ゼロ、町が過失10という話であって、3回とも、もう10対ゼロから相手方も引かなかったと。町も、菅野議員おっしゃるように過失があるんじゃないかと、注意していればそ

の事故は防げたんじゃないかということで、10・ゼロはないですよというお話をしてきて、あと保険会社のほうからの参考例として、逆の立場で町が3、相手方が7、あとはだんだん交渉していくに五分五分という話でも、弁護士同士の話でも出たんですが、最終的には裁判のほうで7対3でどうですかと裁判官のほうから言われたもので、町もこれ以上長引かせるのはという思いもありまして、ここで和解を成立させたということでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

7対3ということは、7割管理に不備があったという裁判所の判断かもしれないんですが、管理は日々していただいていると思うんですが、今後ないように気をつけていただければと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） もともと、あの場所は町としてはどういう場所というふうなことで考えられているのでしょうか。そこら辺をお聞かせ願えればと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁、佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 財務課管理ということで、財務課の普通財産ということになりますので、本来で言えば、先ほど申し上げたように町の普通財産なもので、道路の駐車場とか待避所ではないというふうな認識の下に、これまでも、ちょっと経過が分からないんですけども、多分、旧国道から国道の部分の残りの部分の払下げとか売買契約しているようなんですけども、というもので、休憩地というのもおかしいんですけども、普通財産なもので、町としてもそういう事故があれば、これまでは事故がなかったもので、通行というか入らないようにとかそういうようなことで国とも交渉したんですが、よいお返事をいただかなかったもので、今後もその進入禁止ということも考えたんですけども、やっぱりそれに関しても警察とか急に止められないもので、皆さんご利用なさっている方もいらっしゃるもので、引き続き職員が巡回等をして管理して、その後の方向についてはちょっと検討していかなければならないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） そこをちゃんと、目的が何なのかというふうなのを明確にして対応して

いかなければいけないんだなと思っております。それが本当に駐車場を目的とした、休憩場とかそういうふうな部分を目的としたのであれば、きちんとした整備というふうなのが必要でありましょうし、そこは進入しないでほしいというふうになったら、それなりの整備というふうなのを進めていただければなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） ほかがございますか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 一つは、普通財産ということなわけなんです、今後の管理について今質疑がありまして、ガードレールをやって進入ができないようにするとか、そういった方法もいろいろ検討された。こういうことのお話なわけですけども、それも現状なかなかできないという見通しだということで、改めて考えますと、舗装道路から一般の砂利路面といいますか、そういうところに走り込んでくるとなると、どうしてもわだちとか、あるいはこの写真にあるようなくぼみができやすくなるんだというふうに思うんです。ですから、現状のままだとこれからも似たような事故が起こり得る可能性は十分にあるのかなと。いろいろ、砂利を入れたりなんなりということを頻繁にやって、そういった事故が起きないようにはするんだと思うんですが、起き得る可能性が十分にあるというふうに思います。道路じゃなくていわゆる町有地、普通財産ということなんです、一般の駐車場や何かで、例えば不法に止まったときは罰金いただきますよと、1万円の罰金もらいますとか、あるいは事故に対して責任を負いませんよとか、そういう看板を立てたりしているわけですね。その看板というのは、法的にはある程度有効性を持つものだというふうに私は思うんですが、そういったことも含めて対策を考えておかないと、今後の対処というのはまた同じようなことになってしまうのではないかなと思うんですね。ですから、あそこの場所で事故が起きて、なかなか責任持てないんですよということを明確に、看板なりなんなりで明示していくという方法なんかもあるのかなと思うんですが、その辺についての法的な検討とか、この間されたのかどうか、その辺どうなんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 大変申し訳ございませんが、そこまで法的なことまでは検討しておりません。ただ、今野議員さんおっしゃるように、そこの場所に入ったとき、一切町は責任を負えませんかということが有効なのかどうかも含めて、ちょっと余談になるんですが、事故後、凹凸とか凸凹注意とかという看板をやってるんですが、そういう、事故が起こった場合に一切責任を負えないとか、そういう看板が有効なのかどうかと。ちょっと町なもので、それが大丈夫なのかどうかということで調べさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） なかなか、あそこに車を止めるなというわけにはいかないとは思いますが、やはり毎回毎回同じようなことで、こうやって負担が出てくるということでは困りますのでね。町のほうでお願いしている弁護士さんもいらっしゃるわけですから、ぜひそういったところもご相談をいただいて、大きな損害につながらないような方策を考えていただきたいということで、お願いをしておきたいと思います。

終わります。

○議長（色川晴夫君） ほかにございますか。5番、杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 私1点だけなんですけど、今回、地方自治法第18条の議会の委任による専決処分ということで、この中で軽易な事項という扱いでこちらなっているんですが、その軽易な事項の線引きというのはどこで諮られているのかという、そのためのこの専決だと思うんですが、その線引きはあるのかどうか、そこだけお聞かせいただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 多分、議案書の頭の部分の地方自治法第180条第1項に基づきということよろしかったでしょうか。そちらなんですけど、地方自治法第180条によりますと、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項でということのご質問だと思います。そちらに基づいて、松島町のほうで町長の専決事項の指定についてということで、包括指定分ということで昭和52年3月8日に議決をいただいております。その中の第2項ということで、2項というか2つ目ですね。交通事故に係る和解及び損害賠償の額は、1件50万円以下とすることということで、平成14年6月5日で議決をいただいているところでございます。ですので、50万円以下ということで、今回専決処分ということでさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、報告第9号を終わります。

---

日程第4 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度松島町  
一般会計補正予算（第5号））

○議長（色川晴夫君） 日程第4、議案第58号専決処分の承認を求めることについてを議題とい

たします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第58号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

令和4年度松島町一般会計補正予算（第5号）につきまして、令和4年9月20日付で専決処分を行ったところであります。

補正の内容につきましては、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンについて、迅速かつ的確に接種するための経費を補正したものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 補足説明、齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今回の補正につきましては、令和4年9月14日にオミクロン株に対応したワクチンの接種対象者及び接種時期などについて国の方針が示され、続いて9月16日、正式に大臣指示があったことを踏まえ、町としても早急に準備を進める必要があることから、9月20日に専決処分としたものでございます。

初めに、主要事業説明資料に基づき、ご説明いたします。

4款1項7目新型コロナウイルスワクチン接種対策事業、事項別明細書は4ページです。

この事業は、新型コロナウイルスのオミクロン株に対応したワクチンを接種するために必要な体制を整え、希望する町民への接種を迅速かつ着実に実施することにより、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図ることを目的とするものでございます。

事業内容は、主なものとして2点。1点目として、接種券ほか書類の作成と発送。2点目として、ワクチンの接種業務となります。接種業務につきましては、これまで同様、保健福祉センターでの集団接種と町内各医療機関での個別接種を実施し、接種委託料のほか集団接種会場の運営や送迎に係る費用などを計上しております。総事業費3,000万円を補正額とし、財源となる国庫負担金と国庫補助金を歳入に計上しております。

続きまして次のページ、カラー刷りの資料をご覧ください。

オミクロン株対応ワクチンの接種対象者は、従来ワクチン2回目までの接種を完了した12歳以上の方で、1人1回の接種となります。松島町では、9月23日に従来ワクチンからオミクロン株対応ワクチンに切り替え、一部の4回目の接種対象者に接種を行ってまいりました。今後は、最終接種から5か月以上経過した方に対し、10月14日から接種を実施する予定で準備を進

めているところでございます。

なお、町民の皆様への周知につきましては、10月初めに全戸配布したチラシやホームページ等でお知らせし、接種券も順次発送しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 直接これに関係するかどうかというのはあるんですが、第3回目の接種ですか、4回目かな、ちょっとあれですけれども、何か接種をされるお医者さんが日程を失念してしまって遅れて来たということがあって、大分待たされたというお話がございました。お医者さんの日程の管理といたしますか、そういったことが起きるとやはり接種で待たされるということになってしまいますので、その辺の日程管理といたしますか、どのようにされているのか、今後していくのか、それについての考えがあればお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 答弁、齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 先生方もしくは看護師さん、当日スタッフ、どなたが欠けても成り立たない予防接種事業なんです、特にお医者様がいらないことには代替ができませんので、そこは一番気を使うところではございました。先生方につきましては、塩釜医師会のほうにご依頼をして推薦していただいた先生方に割り当ていただいているところです。ですから町が依頼して、塩釜医師会のほうで通知を各医療機関または先生方にさせていただき、連絡を前日に入れていただき、もしくは当日の朝も入れていただくということで二重三重のお知らせをしているところでございますが、それでもなお、なかなか当日違う町に行ってしまうという先生方もいらっしゃる、私たちもどんなハプニングが起こるか分からないという中での接種ですが、そのたびごとに皆様方に説明を何回もして、1時間もお待たせすることもございましたが、幸いなことに皆さん、それを口実に帰られるという方も中にはいらっしゃいましたけれども、午前中でしたので午後から来るよということで、温かい言葉で私たち支えられてここまでやってきましたが、今後、このようなことが二度とないようにということで医師会の担当者の方と詰め、前回その先生がいらっしゃれなかったのは土日だったということもあり、休日中に医師会の担当者の方と連絡を取るのに大変私たちも時間かかったところですが、そこは運よく担当の方が連絡してくださって対応していただけたということで、接種をしなかったということはございませんでした。ちょっと1時間半ぐらい遅れましたけれども、無事に午前中の分は済ませることができたということもありましたので、今後も、前日または当日に医師会のほ

うから連絡を入れていただくということで確認を取れているところです。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほか。櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 基礎疾患のある方で第4回目を接種したという方に対して、オミクロン株接種券がダブって送付されたという県があったみたいです。その対応についてはどのようになされたのか、お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） そもそも、お送りする時期が定期的にあってそこで1回送っていて、あとご本人のご希望で送っていただきたいというような連絡があったときには、私たちは随時手元で印刷をして発行することにしております。もし、同じものが2つあった場合にはどちらかを使っていただいて、もう一つは破棄していただくようにということでご案内をしているところなんですけど、当日来ていただいて2つ見せていただければ、どちらを使いましょうということその都度対応をさせていただいているところです。基礎疾患のある方は事前に申込み制ということになっておりますので、本来でしたら、申込みがあった方に対してお送りさせていただいたところだったんですけども、2回申し込まれたということはないと思うんですけども、もしかしたら2回お送りしたということはありませんとお話ですので、どちらかを使っていただくようにはしております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 接種した後にオミクロン株の接種券が届いたということがありましたので、そのところには電話もあったという、破棄してくださいというふうな電話があったということなんですけれども、そういうふうなのがあると、ほかのところ接種できたりもする可能性があるのかなと思いましたので、そこら辺の不安というのはないんでしょうが、集団接種でたまたま仙台でやるというふうになった場合、その券を持って行ったら1回余計に打つということが可能なのかなと。そこら辺がちょっと疑問だったものですからちょっと質問しているんですが、そこら辺は管理というふうなのはきちんとできるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁、齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 松島町民の方が接種券をお持ちしていれば、自治体どこでも受けられることになっていまして、接種の履歴を確認させていただいて、記録システムというものがございますので、その記録に基づいて接種をすることができます。例えば仙台市で受けたいというご希望がありましたら、仙台市のほうに申請をしていただいて、松島町民の方は接種をすることが、例えば職場があった場合などではそちらで受けることも可能です。基礎疾患

のある方が接種をしていた時期に、9月23日の前後で大変オミクロン株のワクチンが始まりますという、スタートしますということがニュースなどでご覧になっていて、大変皆さんどうしたらいいものかということで迷われていた時期だったと思います。問合せもたくさんいただきまして、どうしたらいいかということで私たちも対応してきたところではあったんですけども、できれば、受けたい時期に受けたいところで受けられるのがいいのかなというふうに思っていますので、その方々の個別に応じて相談に乗らせていただきました。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。4番櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 4回目を私もワクチン接種したんですけども、ちょうどオミクロン株との切替えのタイミングだったんですけども、ちょうどスタッフの方が丁寧に、今日の予定を変更してオミクロン株に変更できますよという形で、非常に丁寧に説明されていたという部分があるので、非常に準備を進めていたんだなというふうに思いました。そのときに結構切り替わるタイミングだったので、変更した方は何人くらいいらっちゃって、そのタイミングでもし廃棄した薬剤、従前のものがもしあるのであれば教えていただきたいと。あともう一つ、9月26日から全数把握というような形で自治体の数が発表されていないので、現時点でもし把握している数字が分かれば教えていただきたいと。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） まず、オミクロン株への切替えなんですけれども、基本的には集団接種の会場では、1種類のワクチンのみ取扱いをさせていただいておりますので、23日以降は全てオミクロン株対応のワクチンを使用しているところです。玄関においでいただいた方には、大きく「本日の使用ワクチン」ということで「オミクロン株対応ワクチンファイザー社」というようなことで提示をさせていただいて、声をかけ、そしてご了承いただいた方に入場いただいて接種を受けていただいております。今までも、ファイザー社とモデルナ社とどちらを打つんだろうということで、当日になってみないと分からないという方のために、各会場にはそういったことで、時期によって使用するワクチンが違いましたので、一番最初に玄関に入ってきてから分かるような工夫というか、ご案内をさせていただいていたところです。ですから、松島町ではどちらか希望して受けるというようなことは、当日になってからはなかったと思われていますが、ただ、従来のを本当は受けたいんですけどもというようなご相談も確かにございまして、そういった場合は、個別の医療機関で受けていただくというようなご案内を差し上げております。

あともう1点、全数把握の見直しによって各医療機関から県のほうに、各所在ですとか、名前や性別などの報告ができない、できないというかしない状態になってからは、町としても、松島町の方が何人感染されているのかという患者数を捉えることはできておりません。宮城県の場合は、9月26日は全国统一なんですけれども、9月2日から見直しについては全国に先駆けた4都道府県の中に含まれておりまして、9月2日をもって松島町の感染者数ということでは町も把握をすることができない状況にはなっております。ただ、発生届があった人数につきましては、今でも県のホームページのほうには人数がございまして、松島町も、連日1件ですとか2件とかということで、発生届のあった人数のみ把握できることになっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第58号専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第5 議案第59号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（色川晴夫君） 日程第5、議案第59号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第59号和解及び損害賠償の額の決定についての提案理由を申し上げます。

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

事故の概要につきましては、令和4年7月16日午前零時頃、大雨により、松島町松島字狐ヶ

岩屋14番1の山林の斜面から崩落した土砂、倒木等が建物及び車両等を直撃し、損傷したものです。

和解内容及び損害賠償額につきましては、町が建物の管理会社である株式会社パートナーに対し損害賠償金26万5,600円、車両等所有者である■■■■氏に対し損害賠償金292万3,972円を支払うものです。

詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、議案第59号和解及び損害賠償の額の決定につきましてご説明させていただきます。

事故の概要につきましては、令和4年7月16日午前零時頃、大雨により、松島町松島字狐ヶ岩屋14番1の町有地ののり面が崩落し、隣接する建物、アパート及びアパート入居者の車両等へ土砂、倒木が直撃し損傷したものでございます。事故の発生場所の松島字狐ヶ岩屋14番1につきましては、資料の1ページに事故の発生箇所等を掲載しておりますが、JR松島駅裏で帰命院避難所の裏側の町有地になります。建物、アパートの損傷状況につきましては資料の2ページ、3ページのとおり、崩落土砂等がアパートまで押し寄せ、雨樋等の損傷、また、倒木1本がアパートの壁を突き破り、部屋の中まで貫通したところでございます。なお、アパート入居者のけがはありませんでした。また、車両の損傷は2台であり、普通自動車の損傷状況につきましては4ページから6ページのとおり、車両右側フェンダー、左側後方側面のへこみ、後方損傷等であり、また、軽自動車の損傷状況につきましては7、8ページのとおり、フロントバンパー、後方損傷等となっております。

損害賠償額につきましては、建物、アパートの管理会社へ外壁、内壁、雨樋等の損害賠償金として26万5,600円。また、車両と所有者である相手方へ普通自動車、軽自動車及び建物付属設備、エアコン等の損害賠償金として292万3,972円を支払いすることの内容で、被害相手から内諾を得ているところでございます。なお、今回の損害賠償金につきましては、大雨という自然災害で不可抗力によるためのものであり、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険制度の適用にはならないとのことでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） それでは、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第59号和解及び損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第6 議案第60号 令和4年度松島町一般会計補正予算（第6号）

○議長（色川晴夫君） 日程第6、議案第60号令和4年度松島町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第60号令和4年度松島町一般会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、4ページをお開き願います。

2款総務費1項6目財産管理費につきましては、令和4年7月15日、16日の大雨により、町有地から土砂及び倒木等が崩落し、隣接する建物及び車両へ直撃し、損傷した事故に対する損害賠償金を補正するものであります。

5ページにわたります。

3款民生費1項8目電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費につきましては、令和4年9月9日に開催された国の物価・賃金・生活総合対策本部において方針が示され、令和4年9月20日に閣議決定された住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を給付する経費について補正するものであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

17款国庫支出金2項2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費に対するものであります。これの財源を精査し、

財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは、主要事業説明資料の1に基づき説明させていただきます。

補正予算事項別明細書は4ページとなります。

3款民生費1項8目電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費8,734万2,000円計上しております。財源については、全額国費で賄われるものとなっております。

事業目的でございます。令和4年9月9日開催されました物価・賃金・生活総合対策本部におきまして、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、9月20日の閣議決定に基づき、1世帯当たり5万円を支給し、家計負担軽減の一助とすることを目的としております。

続いて、事業概要になります。給付対象者につきましては、令和4年9月30日現在松島町に居住しており、令和4年度の住民税均等割額が非課税の世帯に対し、1世帯当たり5万円支給するものとなっております。対象世帯数は1,680世帯を見込んでおります。また、併せて今年度課税世帯のうち、予期せず家計が急変し令和4年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯については、家計急変世帯として対応するものであり、対象世帯10世帯を見込んでおります。なお、要件としまして、課税世帯の扶養となっている世帯は対象外となっております。支給開始時期は、10月下旬より順次給付できるよう進め、最終申請期限は令和5年1月31日までとし、令和5年2月28日までに支給決定するスケジュールとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間でございます。

議案の59で質問したらいいのかどうしようか迷って、59をそのまま通させてもらって60号のいわゆる補正予算でと思いました。

それで、要は2款の総務費です。町のこうした財産、今回のようなケースで、大雨で結構、町内的にはかなりの箇所数いまだブルーシート等、あるいはそのままむき出しの状態で存在しているわけなんですけれども、町の財産として、財産管理上の台帳等も含めてであります。

どういった管理状態にあるのかというところをちょっとお聞かせいただきたいと思いますけれども。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 町の財産、財務課のほうで管理しているのは普通財産なんですけれども、普通財産といっても、先ほどご説明したとおり山林であったり雁金森のようなちょっと雑種地的な部分もありまして、あと決算書のほうにもちょっと出しているんですけれども、町の普通財産ということで、トータル的に約200筆で150万平方弱ございます。それ、どのように管理しているということで、先ほどの報告のお話ではないんですが、近くに行った場合の職員が異変がないかどうかということの管理とか、あと、他課の職員がその近辺通ったときに、ちょっとこうなっていますよということと、区とか住民からのやっぱり電話とかそういう情報出ないと、やっぱり財務課の職員だけではちょっと管理し切れない状況にはなっているところがございます。今回、報告の9号、59号もそうですけれども、町有財産ということで先ほど私が言ったように、宅地から山林から原野からということで、はっきり言って全部が全部1課で1班で管理というのはちょっと難しい状況にはなっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 今ご答弁いただいて、大変な財産の管理の状態にあるんだなということとあわせて、やはりいついかなるときも町の財産というからに、大雨、自然災害とは言いながら、加害者と被害者というふうな形でこういった賠償問題というのが発生するわけですから、当然、台帳上およそ200筆、そういったものが、こういった土地の生い立ちを背負っていて発生しているものやらとか、そういったこともやっぱり、時間あるときに少しずつ台帳整理も兼ねて、あるいは現場の写真を撮るなり、あるいは場合によっては簡易なテープを当てて面積とかも取っておくとか、あるいは近隣関係の方がもしそこに住居等張りついて存在しているならば、その方々と何とか話し合っておくとか、そういったことなんかもやっぱり一方では必要ではないのかなというふうに思うわけですが、そういった点も踏まえた財産管理、普通財産関係では特に、将来とも縁故払下げとかなんとかのことも踏まえて描いたときに、そういったことも想定に入れながら町の財産管理はされるべきではないのかなというふうに思いますけれども、そういった点いかがでしょうかというところをまず聞かせてください。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 財産管理の話ですけれども、財産の整理、区有財産も含めて町の台

帳では地番とか面積とか、どのように登記簿なっているのかというところまでは整理はしていません。ただ、先ほど申し上げたように現状がどのようになっているのかとか、その辺までは一筆一筆ちょっと職員もかなり難しい状況ということになっていまして、財産整理ということで議会のほうから言われて、そういう場所とか面積とかその辺は、全て台帳は整備している状況になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 町民の側からすれば、町が所有しているんだから、その辺の財産の所在等を含めてきちっとしているんだなということではあろうかと思えます。これは個人の財産であった場合にはもっと明確にそういったところ、私のケースなんかは例えになるかどうか分かりませんが、やっぱり全部自分の足で歩いて、近隣の境界の相手方とかにできるなら一度や二度は接して、その日付まで権利書の備えと一緒に記録しておくとか、そういったことをして管理しているんですけどもね。そういったことを踏まえて、やはり町は町民からのいろんな相談事も踏まえ、これからますますだと思えますけれども高齢化率が高まってくると、自己財産をどうしても町のほうに寄附したいですとか、あるいは何とか町のほうで生かしてくれませんかということで手放す方もおられるかもしれませんが、そういったことも踏まえると、一方では自然災害とかということでこういったことも起きてくるわけですから、そういったことも踏まえて、対処の仕方をやっぱりきちんと常日頃から描いておいたほうがいいんじゃないかということで、お願いしておきたいということ一つです。それから、公共用財産のほうも同様に、いま一度見回り点検も含めて、日頃からのパトロールも含めてですけども、ぜひとも大自然災害対応は、やはりこれからますます起きてくるんだろうと思えますから、その点も踏まえて対処いただきたいということを要望して終わります。お願いします。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 1番菅野でございます。

私もちょっと59号に絡めてというか、賠償金319万円というところなんですけど、先ほど何か自分もすみません、はっきり聞いていなかった、町村会のもので自然災害なので補償が出ないというお話があったんですが、これ自然災害なのではないのかなと思うんですが、これはやっぱり、この賠償金というものは全額払わなきゃいけないものなのか、またはそういった対応する保険なんかあるのかなとか、もしそういったところが分かれば教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） まず、報告第9号と今回の議案第59号の関係でございますが、報告第9号につきましても事故ということなので賠償が発生しているということでございますが、町で全国町村会総合賠償補償保険制度というのに加盟しているところでございます。こちら適用になるのがどうなのかということは、町が過失があった場合こちらの保険が適用になって、相手方に支払いは町の会計を通さなくても直接払いができるということになっていきますので、今回補正もしくは専決のほうに37万5,000円のお金は計上はしていなく、直接この全国町村会総合賠償補償保険制度の保険会社から相手方に支払われるということでございます。第59号の部分に関しては町に過失がない、いわゆる自然災害だということに伴って、全国町村会総合賠償補償保険制度というのが適用にならないということになりますので、どうしても保険会社からの支払いがないということになりますので、今回60号で補正を組ませていただいて、一般会計から相手方に対して約300万円ほどの支払いということで予算を計上させていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 例えばもし分かればなんですが、これ町有地だから町が払わなきゃいけないというのは分かるんですが、例えば一般の方が私有地だったりとか個人の方がお持ちのところでも、こういった災害が起きて隣の家の方にこういった被害が出たという場合は、その個人が払わなきゃいけないという認識なのか、もし分かれば教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 大変申し訳ございませんけれども、一般論的には個々人、民民の話になると、民民でのお話になるもので、払う義務が生じるかどうかまではちょっと私、明確な回答できなくて大変申し訳ございません。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。でも町は払わなければいけないということですかね、これであれば。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 町の土地から土砂が崩れていると、そしてアパートとか車を損傷させているということで、町の過失が生じているということで相手方のほうからも損害賠償の話ありますので、町としては、この保険は適用にならないですけれども、補償をする義務が生じ

ているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。最後に1個だけなんです、その建物の賠償金が26万円に対して、車2台とはいえ随分金額が大きいなと思ったんですが、その内容とかお分かりであれば教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 建物分に関しては、これまでも建物の管理会社さんが長年つき合っている業者さんとかいるようで、そちらで26万5,000円の内壁、外壁、雨樋とかサッシとかの修繕という形で26万5,000円と。あと、相手というか入居者分につきましては、車2台、あとエアコン、物干し台とか、そちらが合計で292万円ほどになっているということでございます。車についても、ちょっと開けてみないと分からないということで黒い車写真ありますけれども、土砂で押し潰されただけじゃなくて、下のほうから、脇から、だんだん開けていくうちに2台で約220万円ほど修繕がかかっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。もちろん賠償はしなければいけないというところなんです、なぜその金額なのかという明確なところをしっかりと腹落ちした形でお支払いできればなと思いますので、そういったところもお願いして、以上で終わります。

○議長（色川晴夫君） ほかにございませんか。11番小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 11番小澤陽子です。

全国町村会総合賠償保険制度についての質問なんですけれども、3つあります。1つ目が、年間の保険料。それから2つ目が、その適用になるものとならないもの。それから3つ目の質問が、これに入ることのメリットとデメリットを分かる範囲で教えてください。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） まず、全国町村会総合賠償保険の金額ですけれども、これはいろいろ様々な類型というかありまして、町が今加盟しているのが105円ということで、そちらの契約類型が10型ということで一番最高のものだと思うんですが、そちらに加盟しています。人口が令和3年5月1日現在の人口の1万3,549人、そちらを掛けますと、令和4年度ですけれども142万7,370円です。令和4年ですけれども、105円掛ける1万3,549人ということで142万7,370

円でございます。適用保険の中身ですけれども、8項目ありまして、身体賠償保険3億円型、財物賠償保険1億円型、検診賠償保険、予防接種保険、公金総合保険、補償保険、個人情報漏えい保険、サイバー保険特約ということに加盟していると。メリット・デメリットということではないんですけれども、メリット的には、運動会で事故起きたとかけがしたとか、町とか過失があった先ほどの損害賠償保険ということがあった場合に、こちらの保険が適用になる部分もあるということで、これまでも様々な形でこの保険のほうからお支払いしているところもあるということで、町としてはメリットのほうがあるんじゃないかということで、保険に加入している状況でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） ありがとうございます。1番から8番の中で、一番使われた件数が多いのは何番の保険ですか。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 1番から8番までで一番使われたのは、この補償保険だということで私は認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） ありがとうございます。予防接種の項目があったんですけれども、もう少し詳しく教えてください。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） ちょっと大変申し訳ないんですが、項目のパンフレットは私もちょっと持ってきて今それを見ながら話をしていまして、細かい話は、すみません、じゃあ総務課長のほうから答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） それでは、千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） これ適用したことがないので詳しくは分かりませんが、予防接種賠償責任保険というのは、まず中に何種類か種類があって、あとは法定救済措置費用保険とか、あとは行政措置災害補償保険というふうに、何か種類がいろいろあります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） ありがとうございます。今、ワクチンで副作用で苦しんでいる方もいら

っしやったので、何か保険とか使われたらいいなという思いでここまで質問させていただきました。

以上です。ありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑者ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第60号令和4年度松島町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

令和4年第4回松島町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時30分 閉 会